

条件付一般競争入札工事に係る技術者の配置に関する留意点

岸和田市貝塚市清掃施設組合の発注する条件付一般競争入札工事における技術者の配置については、下記のとおりとなりますので留意してください。

記

●工事現場における監理技術者

今回は、監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者を配置する必要があります。

留意点

専任配置となった監理技術者は、他の工事現場との兼務ができません。つまり、他の工事現場の現場代理人、主任技術者及び監理技術者のいずれとも兼務不可となります。

なお、監理技術者は、工事を請負った企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものでなければなりません。在籍出向者、派遣社員、入札申込日以前3ヶ月未満の雇用関係にある者等については、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとは認められませんのでご注意ください。

●営業所における専任の技術者

営業所における専任の技術者は、営業所に常勤して専らその職務に従事しなければならないことから、工事現場の現場代理人、主任技術者及び監理技術者になることはできません。

●工事現場における現場代理人

現場代理人は、建設業法上は専任を義務付けられていません。資格についても条件はありませんので技術者でなくてもかまいません。しかしながら、岸和田市貝塚市清掃施設組合の工事請負契約約款第10条第2項に「現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、・・・」とあり、工事現場に「常駐」することが明示されています。そのため、現場代理人は他の工事の現場代理人、営業所の専任技術者、他の工事現場の主任技術者及び監理技術者のいずれとも兼務することができません。

留意点

上記に違反した場合、法違反にはなりませんが、契約違反となり、契約の解除や指名停止の対象となりますのでご注意ください。